

## 下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する物品の購入（以下「物品購入」という。）の契約に係る条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号。以下「会計規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 一般競争入札に付する物品購入は、上下水道局総務課（以下「総務課」という。）で入札事務を行うもののうち、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が80万円を超えるものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札に付することが不利と認められる場合は、一般競争入札によらないことができる。

### (一般競争入札の公告等)

第3条 管理者は、一般競争入札を実施するときは、会計規程第166条第3項各号に掲げる事項を公告するとともに、物品購入の概要を公表するものとする。

2 前項の規定による公告及び物品購入の概要は、総務課内に掲示して行うとともに、インターネットを利用して閲覧に供するものとする。

### (入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登載され、一般競争入札案件に該当する種目に登録していること。

(3) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成27年9月1日施行）による指名停止期間中でないこと。

(4) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める要件を満たして

いること。

(入札参加資格確認申請書等の提出)

第5条 一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を公告に定める日までに管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 申請書等の提出期限は、原則として入札公告の日から起算して5日（下関市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）の日数は算入しない。）以内とする。

3 前項に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は管理者が入札参加資格がないと認めた者は、当該一般競争入札に参加できない。

4 申請書等の提出に関する事項で次に掲げるものは、公告において明らかにするものとする。

(1) 資料の内容

(2) 申請書等の提出方法

(3) 申請書等の提出期間

(4) 申請書等の提出場所

(5) 資料の提出に関する問合せ先

(6) その他当該一般競争入札に関し管理者が必要と認める事項

(入札参加資格の確認)

第6条 管理者は、入札参加資格の確認を申請書等の提出期限の日までに行い、その結果を入札参加資格確認通知書（物品購入）（様式第2号。以下「通知書」という。）により入札参加希望者に通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札参加資格がないと認めた者に対しては、通知書にその理由と所定の期限内に当該決定について説明を求められることができる旨を明記するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 前項の規定による通知は、原則として申請書等の提出期限の翌日（休日等の場合は、その翌日）までにファクシミリで行うものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第7条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第1項の通知を受けた日の翌日（休日等の場合は、その翌日）までに、管理者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求める旨を記載した書面（以下「説明請求書面」という。）を持参することにより、その説明を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 説明請求書面の提出先は、総務課とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 管理者は、第1項の説明を求められたときは、説明請求書面の持参のあった日から3日（休日等の日数は算入しない。）以内に、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

4 管理者は、第1項の説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第1項の通知を取り消し、前項に規定する回答と併せて、入札参加資格がある旨の通知を行うものとする。

5 入札の執行は、前2項の手続きが終了していることを確認の上、実施するものとする。

（質問書の提出等）

第8条 物品購入の仕様書に対する質問書の提出は、ファクシミリにより行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 質問書の受付期限及び受付場所は、公告において明らかにするものとする。

3 質問書に対する回答は、入札参加者全てに回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（説明会）

第9条 説明会は、実施しないこととする。ただし、物品購入の内容等により、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により説明会を行う場合には、説明会を行う旨及び説明会を行う日時、場所等を公告において明らかにするものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第10条 入札保証金の取扱いは、会計規程第167条から第169条まで及び第177条の規定による。

2 契約保証金の取扱いは、会計規程第192条から第194条まで及び第200条の規定による。

(入札の無効等)

第11条 公告した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする旨並びに第6条及び第7条第4項の規定により入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札までの間に第4条の資格を有しなくなった場合は、当該一般競争入札に参加できないものとする旨を公告において明らかにするものとする。

(入札結果の公表)

第12条 一般競争入札に付した物品購入については、入札の結果を公表するものとする。

第13条 入札参加希望者から提出された申請書等は、入札参加希望者に返還せず、公表しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月30日から施行する。

附 則 (下関市上下水道局条件付一般競争入札実施要領等の一部を改正する要領)

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

## 入札参加資格確認申請書（物品購入）

年 月 日

（宛先）下関市上下水道事業管理者

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

年 月 日付けで入札公告のありました下記物品購入に係る入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと並びにこの申請書及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 件名
- 2 添付書類（有 ・ 無 ）

・

注 提出部数は1部とする。

## 入札参加資格確認通知書（物品購入）

様

下関市上下水道事業管理者  
上下水道局長

先に申請のあった物品購入に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 公 告 日           | 年 月 日  |
| 件 名             |        |
| 入札参加資格の有無       | 有 ・ 無  |
| 入 札 保 証 金       | 要 ・ 免除 |
| 入札参加資格がないと認めた理由 |        |
|                 |        |

- 注1 入札参加者資格がないと通知された方は、その理由について説明を求め  
ることができます。説明を求める場合は、年 月 日 時  
分までに下関市上下水道局総務課へその旨を記載した書面（任意  
様式）を下関市上下水道事業管理者宛で提出してください。
- 2 入札保証金について「要」と通知された方は、納付手続き等について別  
途連絡します。